

## 制度変更② 小売・配電の業務区分の見直し

	業務内容	具体的な業務内容	整理の考え方	業務区分	
2	異動出向・調査	①異動出向	<ul style="list-style-type: none"> <li>引越に伴う通電開始施工業務など、現場に出向し、配電設備の施工業務を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送配電設備に係る作業を目的とした出向のため</li> </ul>	NW
3	既契約管理	①契約是正・廃止中管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新增設受付以外の電気の供給に係る契約管理についての業務</li> <li>顧客の電気の使用実態が契約内容と適合していない場合に是正を行う契約是正業務、料金プランのコンサル業務等</li> <li>入居者がおらず、電気需給契約を廃止しているアパートなどで電気の使用がないかを確認する廃止中管理業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約是正、料金プランコンサルは、小売契約に係る業務であり、廃止中管理業務は、NWに係る業務であることから、共通に整理</li> </ul>	共通
4	停電周知	①停電周知・停電割引・公衆事故防止PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事停電における事前周知（はがき送付等）及び故障停電における広報車やHP等を通じた住民への周知</li> <li>停電による制限・中止時間に応じた託送料金の割引対象範囲の検討。公衆保安のためのテレビやポスターによるPR活動。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電や公衆事故防止等に係る業務のため</li> </ul>	NW
5	電話受付	①営業所受付・コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業所・コールセンターにおいて、電話で受け付けた屋内停電・引越・料金・支払等に関する問合せについて対応する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NW・小売両方の問合せについて対応する業務のため</li> </ul>	共通
6	検針	①指示数確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーターで計量された検針指示数（電気使用量）の現場確認業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検針業務は、NW業務のため</li> </ul>	NW
		②検針結果通知（検針票投函）	<ul style="list-style-type: none"> <li>検針指示数（電気使用量）のお知らせ（検針票）の投函業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検針結果の通知は、小売料金の通知業務でのため</li> </ul>	小売
7	集金	①算定・請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売料金の算定、請求業務（振込用紙の発行、問合せ対応など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売料金の算定・請求に係る業務のため</li> </ul>	小売
		②収納	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替、クレジット、振込用紙による集金等、電気料金の回収・収納業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売料金の収納に係る業務のため</li> </ul>	小売
		③督促	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売料金の支払が延滞している顧客に対する支払いの督促</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売料金の支払督促業務であるため</li> </ul>	小売
		④停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金未払者への対抗手段として、停止予告、供給停止を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給停止予告・供給停止は、送配電業務であるため</li> </ul>	NW
8	調定	①料金計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売料金の算定計算業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売料金の算定に係る業務のため</li> </ul>	小売

### 制度変更③ 離島ユニバーサルサービスに係る供給費

#### ● 背景・変更内容

一般送配電事業者は、需要家保護の観点から、離島の需要家に対しユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行う義務を負うため、離島における供給コストのうち、離島供給約款で小売料金として回収するコストを超える部分を、託送料金として一般送配電事業者のエリア内の需要家全てで広く薄く負担することと整理

#### ● 査定方法（算定式に基づき費用を算出）

離島UVS費 = 離島供給費 - 離島収入 ※離島供給費及び離島収入ともにNW相当額を除く

#### 電力システム改革専門委員会報告書（平成25年2月）

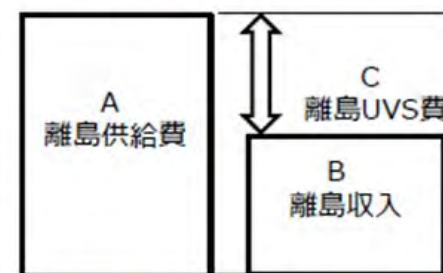
##### 3. 自由化に対応した需要家保護策等の整備 (2) 離島の電気料金の平準化の措置（ユニバーサルサービス）

主要系統に接続していないことから構造的に高コスト供給とならざるを得ない離島は、料金規制の撤廃により電気料金が上昇するおそれがある。このため、離島の料金が平均的な水準から乖離することが無いよう、需要家全体の負担を原資として適切に算定された補填金により、離島でも他の地域と遜色ない料金水準で電力供給がなされる仕組み（ユニバーサルサービス）を設ける必要がある。

ユニバーサルサービスの担い手については、最終保障サービスと同様に、自由競争分野において対等な競争条件を確保し、小売事業者間の競争を促進するという観点を重視し、エリアの送配電事業者を担い手とする（より効率的に供給することができる小売事業者がいる場合には、これを排除するものではない）。

また、各エリア内の離島の数にはばらつきがあるため、ユニバーサルサービスを提供するための補填金の負担を全国一律で行うのか、エリアごとに行うのが論点となるが、現行の料金水準からの変動を最小限にするため、エリアごとに補填額を算定し、エリアごとに託送料金に上乗せして回収する方法とすることとする。この方法であっても、各エリア内での小売事業者間の競争には中立的であり、競争上の問題は無い。

#### 離島UVS費の算定イメージ図



- A 離島供給費：離島供給に係る発電費、販売費等  
 B 離島収入：離島における料金収入（NW相当額除く）  
 C 離島UVS費：離島UVSの導入に伴い、託送料金に新たに計上する費用

## 制度変更④ 需要地近接性評価割引

### ● 制度概要

潮流改善に資する地域に立地する電源から電気を受電して、接続供給を利用する場合に、その潮流改善効果をもとに設定された割引額を接続供給に係る料金から割り引く制度

### ● 変更内容

第14回制度設計WG（平成27年7月28日）において、現行の需要地近接性評価割引の考え方を基本とし、以下の要件を満たす割引制度を導入することとなった

- (1) 潮流改善効果に着目した割引制度
- (2) 特別高圧（基幹系統を含む）、高圧、低圧に接続している電源を割引の対象
- (3) より細かな単位（例えば市町村単位）で需要地近接地域（又は電源不足地域）、逆潮流が発生しないと考えられる地域を設定

### 変更点のまとめ

	従来	平成28年4月以降
需要地近接性評価割引の対象	特別高圧（基幹系統含む）・高圧に接続する電源	特別高圧（基幹系統含む）・高圧・ <u>低</u> 圧に接続する電源
潮流改善効果として評価した内容	電力ロスの低減効果	電力ロスの低減効果 将来の設備投資の抑制効果
割引対象地域の設定	各電力会社が個別に潮流改善効果の有無を判断して設定（対象地域の単位についても、各社によって異なる）	発電量に比較して需要が大きく、逆潮流が発生しないと考えられる地域を市町村単位で判定

## 制度変更⑤ 調整コスト

### ● 概要

これまで、一般電気事業者には電圧及び周波数の維持義務が課されており、各事業者は、供給区域全体の電圧及び周波数維持のための業務を実施

### ● 変更内容

新たなライセンス制の導入により、一般送配電事業者が必要な調整力の確保等を行い、費用回収を行う必要があることから、周波数制御・需給バランス調整（固定費）に加えて、周波数制御・需給バランス調整（可変費）、潮流調整、電圧調整、ポンプアップ、ブラックスタートの5項目を調整コストとして託送料金原価へ算入

費用項目		従来	平成28年 4月以降	調整コストの内容
周波数 維持	周波数制御・ 需給バランス 調整	○	○	・ 周波数制御・需給バランス調整のために必要となる予備力を確保するために必要な固定費
	可変費	×	○	・ 周波数制御・需給バランス調整に必要な、上げしろを確保するため、燃料費の安い電源の出力を抑制し、相対的に燃料費の高い電源を稼働させたことによる、燃料費の増加分(増分燃料費)
供給信 頼度の 確保	潮流調整	×	○	・ 潮流調整のため、燃料費の安い電源の出力を抑制し、相対的に燃料費の高い電源を稼働させたことによる、燃料費の増加分(増分燃料費)
	電圧調整	×	○	・ 水力発電設備の調相運転により発生した電力損失分 ・ 電圧維持のため、燃料費の安い電源の出力を抑制し、相対的に燃料費の高い電源を稼働させたことによる、燃料費の増加分(増分燃料費)
	系統保安ポンプアップ	×	○	・ 荒天等による広域停電に備え、揚水式発電所のポンプアップのために必要となった燃料費
	ブラックスタート	×	○	・ 停電発生時に所内電力を確保するために必要となる設備の維持管理費用